

114  
A 3929  
2



千八百六十六年十二月廿二日

大正十一年四月  
大隈侯爵邸寄贈

江戸合衆國公使館におる

外國事務執政閣下へ呈す

千八百六十六年六月廿五日の江戸約書第十一條に  
定め曰日本政府は外國貿易を開き多る港に燈明  
臺浮木瀬印を設け其港に出入する船を安全ならしむ  
べし 余此を條に從ひ日本政府は燈明臺を造立するに  
不列顛特派公使全權ミニストルハルリーパークスより去ル  
十一月廿四日呈する書簡を熟談し同人より右の目  
的の爲に適當且費用なりと擇むる燈明臺の場所と

全く承諾したり

ハ全く英公使と同意なりといふも余も知すも此の  
第一の燈の基一箇と日本の東海所あるイビエ岬の  
造立 第二の燈の基一箇を長崎港の入口の西方ある  
バルラス岩上ニ造立すべし 此二箇の燈の基と上ニ載る  
バークス閣下より申出せる燈の基とを造立せしむる時  
この開多の諸港を以て貿易せんとするが國船の出入安全と  
なるを得べしと思ひ恐惶敬白

日中在留合衆國ミニストルレシテント

エルビ、アアン、フルケビエ、ルグ手記

金花堂

亞米利加合衆國ミニストルレシテント

エキセルレンシー  
アルビワンワルケンボルグ

貴國が十二月廿二日附書簡落し燈明基取建之後  
中越其意を了せり先般英國公使より各公使協議  
趣の場所亦之儀申立を趣ありしに、此處其許より  
一ノ次茅をも束て取調進々引合可及候りたるに  
及し侍居之儀を此殿及田舎を拝具謹言

慶應二年 宣十二月十七日

井上河内守為押

稻葉美濃守  
松平周防守

金花堂

大貌利太尼亞特流公使全權ミニストル

兼コンシユルセ子ラール  
エキセルレンシ

シルハリエスパルケス、ケレビヒ

以書簡申入以兵庫開港ニ付而も同所并内瀬戸亦取  
建以燈明臺上等中等之分二箇ノ下等之分一箇斗五  
買入度先般同棟之儀頼入以由周旋頼入以拜具謹言

慶應三年四月廿三日

反倉伊賀守  
稻葉美濃守  
小笠原壹岐守



大額利太戸出持流公使全權ミニスル

ツルコンシニノセ子ヲ  
エキナルレンシ

シエルハリエスバルケラハニビレ

我三月四日附書簡在子兼在雇方出に於て頼中其燈の  
臺取建方エゼニル三人給料其外之儀に付別紙添綴し  
申越之取致兼在者来取之趣に既平山圖書頭ハ  
以川合以俊守之細答不致在且其國亦七月六日附書簡  
在子兼在者一我政府の如く右燈明臺取建以後同書簡  
在之國以府知事ハ其知事其收書も其諸種之圖面兼書  
翰に附書簡に送し取致兼在之儀亦在在且其差向閣下之許

金花堂

預に送吳山とて定而我方於禪益不少所之有之  
其節とて考也一書中其有之其取致兼在又其政府  
佛國ハ買入方取入之坐燈の臺射光之距離兼其形状  
可付詳悉取致兼在者其取致兼在者其取致兼在者  
着不致兼在他日お分取致兼在者其取致兼在下巨細  
可及及其他燈の臺取建之儀に付も尚閣下を煩し以  
有之に同可然其周旋有之取致兼在者其取致兼在者其  
取致兼在者其取致兼在者其取致兼在者其取致兼在者

應三年卯七月十六日

小笠原守

千八百七十七年七月六日江戸

中使使彼方より外國

事務新執政閣下より

三月九日差出と書紙中より一港内は燈明  
 建築一海岸及び是より近き處を輝かす一事と日本  
 政府同心と云ふ事日本國政府中世に於て本國政府は  
 海軍に於て且歐洲及今迄國より取用する燈明甚くは  
 此の諸種の國及び之に關涉する有益なる書四部日本  
 政府は表すこと命じたり  
 余は海軍中より選りし燈明甚くは地所を早く取極む  
 の命を本國政府より請たり

金花堂

中國より求めし一燈の燈明甚くは三箇を何程の距離を

如くても亦其燈明を其甚くは其燈明甚くは形極と云ふ

知るべし其燈明甚くは

云五月閣下より中國政府に頼むるハケ所の燈明甚くの  
 價未定としとも當今日本政府其上燈明甚くは五ヶ所増か  
 より五ヶ所并に延引せしむる事と云ふ事余前より  
 一箇の書藉より日本政府其甚くは請ふこと希望を徴する迄

日具譯言

大分縣真如王陛下の全權特派使

ハッパールス

以書管下進及船者五日許我、彼は海軍に時給の  
一代の洋銀五万枚並に貴政府の海軍に  
取之者船隻手當金ハウントステルリダ千五百拾枚  
横濱に留る為替の形を以て送らせしは、船に  
船出帆之日限を迫り、未だ不仕此上延引お成らざる  
以早速に送らせしは、此の如くお成らざる  
六月十四日  
アル子スサトウ

上田日向守殿

金花堂

○ 留中進及船者昨日六月江戸於て貴國と四ヶ國と  
○ 船者十一ヶ葉先般大坂お成り取極に約諾より  
貴國政府より我本國政府に注文頼り燈明臺之機械代金  
掛方之儀に付諸談判を平山圖書及び中付より五月  
日人との交渉に上相談を遂に趣左に通し六月十五日より  
之内船代金内より日本政府より英國、洋銀五万枚を送  
尚三ヶ人お経五万枚可なり船代金一萬七千枚之上に  
不申お成りしは、其の如く授け金多しは、船に  
寄る港代金お成りしは、可成りお成りしは、船に  
不申お成りしは、其の如く授け金多しは、船に



省に渡心に多量に我中國政府におかれ、其は同様にあり、又  
ノ事、之は、此の如く、不の届き、然燈明、此の如く、士友、  
尋常の如く、若し其の熱心之人、之の如く、小の容易、又、  
この如く、然るに、貴國政府既、エ、ニ、此の如く、及、  
若下等、之人、雇入、得、之、右、士、友、之、中、之、と、符合、以、り、後、亦、心、中、  
國政府、大、に、渡、是、の、政、事、と、極、に、相、具、譯、之、

六月廿七日

ハーエスバルス

小江原孝岐守殿閣下

金花堂

千七百七十七年十二月五日江戸あわく

日本政府江戸の向書第十一系を相當に送り、其の如く、英  
國政府、願、み、挑、む、燈、の、臺、器、械、の、代、料、を、洋、銀、拾、万、  
枚、之、金、高、を、之、月、内、又、日本政府より、拂、ら、せ、ら、れ、余、の、平、山、  
圖書、以、及、と、取、極、た、る、約定、に、後、に、對、し、七、月、二、千、二、百、余、の、割、  
書、留、を、呈、し、た、る、事、余、今、之、洋、銀、五、萬、枚、之、後、の、拂、方、お、わ、  
前、之、金、高、を、之、後、掌、り、則、て、後、に、去、り、十、月、甲、子、今、之、後、に、昨日、  
迄、勘、定、し、り、小、栗、上、野、介、の、切、戻、し、り、右、拂、ら、せ、ら、れ、余、之、に、  
之、に、聽、か、れ、り、英、國、の、方、に、在、り、た、れ、余、之、に、  
英、國、政、府、に、贈、附、け、た、る、と、い、ふ、事、あり、

のステルリグ金七千七百二十九ポ  
シシリング四ペンスステルリ  
ングの多き一余日中政府此金と并の事の緊要なる事 悦び  
而して延引なく英國政府より燈明臺を送る事ありと信ず  
蓋し諸八用の詳細なる勘定書之候を命之と請取次第日本  
政府へ届く候し恐惶謹言

英國特派公使急金権ミニ

ハルリーニハバルス

千七百七十七年十二月十六日江戸より

公使 事務執政小笠原堂岐守殿閣下ニ呈す

新設の外國人居留地規則第五條に日本政府を其港に  
第一等の燈明を置之と載るる○余又告げんるる要す  
閣下此燈明も亦下灣及兵庫港の入口に置るる燈明に  
如く之を得るる英國政府の扶助と借んと欲するを恐惶告白

日本在る不列顛メズチーの特許に依る程ミニストル

ハルリーニハバルス

大額利ナル亚特流之使全權ミニトル

東コンシユルニ子ラトル  
エキセルレンシ

シルハリエスハリスケニハ

以書翰中入兵庫開港ニ付るを因西兼内瀬戸ホニ及建ハ燈の  
臺上等中等之分二箇ノ下等之分一箇斗五箇買入之度ニ般  
月格ニ後頼入ル如く猶因旋頼入ハ相具謹言

交立三卯年四月廿二日

板倉伊賀守

稻葉美濃守

小笠原忠信守

卯四月十二日潰金等屆期限付ニケ年延期其代リ利金ニケ交

金花堂

多々書翰也一々延期之儀を本國政府ニ申上る兵庫  
并由良明石下関内外都合五ヶ所ハ燈の臺及建ハ燈等申上  
右の内舎利金不取代リ積之趣ニ申上之旨申上之通  
注文お取之事

但由良ニ等 明石中等 兵庫 下等

下関 外ニ方 上等  
内ニ方 下等

全五箇内上等二 中等一 下等二

此度日本政府ニ由ラントシ歸ル迄ニ由サニハバハリ一ニ横濱  
測量之たり三ヶ月ニ付銀鈔百拜ニ由入ル

右サニシユルハリ

知加ハルニ委任ハルニ業ハ精密

神速を以て相勤

此約定を履きし時二十四日以前に双方互に告知可致る懶惰と  
働かざる不始跡之儀有らば罰金を以て放職せしむる事

千八百五十八年十二月十日

エマクウイエン

松原おひく

サーニユルパルリー

イギリス波戸場と備ふる燈籠  
西運上

取扱方番人心得之事

一 毎夕暗くるる半時西洋前又燈籠と燈一其臺之上に載す  
事

一 硝子之烟出之管へ毎日磨き粉ふる内外よく掃除せしむ

一 油も毎日其入物に入事

一 燈心をよく油の吸ふ板差込と長さの余りたる所を剪刀で

切る事

一 鏡も少くもさぐりの付うさうな糸を用いて「バーズ」にせしむる事

一 磨粉ふるよく入る事

- 一 中高の硝子「シヨモイフレブル」と云ふ硝子にて毎日点く事
  - 一 燈心の火を付く時 烟出—管を蓋ひ燈心の火を入る前より
  - 其燈—たる火の大き直—事
  - 一 毎夜二時 毎二見廻り明りの能く燈心よりや吹消さる事
  - 一 燈心の火を付く時 烟出—管破れを修む事
- 以上

アールバーリット

金花堂

日本政府用守燈方備附之書面

ライトキープル

燈臺之視様と精しく暗熟とあり誤失なく燈火と點せし  
 じ、必す事々を記録し、然も其性質上、此燈心を任意と  
 する事、右守燈方職務之儀、都てエディンボルのスコット  
 氏之委託—此書中より載之條件更換之事も皆同氏之存  
 意、任すべし

一 時多故と有客の時、本所之箇中より不便に依りて、依て光り  
 此度之守燈方ニ、此等其儀、此後須知と爲し、場合を以て  
 此方より、此等其儀、此後須知と爲し、場合を以て



以多命 啓上 仙の心を 英國 燈明臺 之 洋

英國

この燈明臺をこの時より有格なるもの始り

ニチー

ハウスに船海を揚りたる會社ありて千六百六十六に免れありて  
英國の海岸に燈明臺を建又「バルラストボールド」イタリヤ「タブリ」下ニ郡  
之港を普請する為に組合を會社ありて「アイルランド」之海岸に  
燈明臺を建るに許を請け「スコットランド」を富者より人然と  
集りて力を燈明臺を建自今此燈明會社に於て他の事なきや  
「スコットランド」之事に於て能く有る其國を以て他の事なきや  
上事あり「スコットランド」之海岸を多過る事甚く其由にて  
千七百十年に其國之力ある富者より人會社を結んで燈明臺を

金花堂

建る事と目論見を以て議政堂に達し千七百六十年に  
計四ヶ所を建る一ヶ所之燈明臺を通るとも或は皆通るとも  
同國之船も一トニ付一ベンニ九百三十之運上と取り外國船は  
二ベンニ之運上と取り以て其燈明臺之入用大に商船も  
少く此格なるもの運上とて其入用度るる費思ひ運上之直  
と度と上ヶ千八百年に遂に悉く出て同國船も二ベンニ外國  
船も其倍と取上る千八百三十七年に變革して英全國皆同  
極之法を用ひ一ヶ所の燈明臺を通る毎に一トニ付半ベンニ  
及る事と相成其運上之所之港之運上之納り千七百九年  
暫く二百四十ポント示り其後進んで千八百二十年を

二万四千ポント一八四六年一四万三千三百八十ポント之高に及ぶ  
中と是を船数二一三万三千艘之運上、其煙火八燈の煙二十ヶ所  
普清後之費、其年一三万二千六十三ポントに及ぶ、預り之金子は積  
年廻し又新之所を反建を千八百五十年比迄を此法を用ひ、後  
余り運上之高きを付款願ふ有之千八百五十四年、議政堂「メル  
チアン・ト・ウロング・アクト」中法を教へ燈の基を航海に大切必  
るる指し、私のおよ助るる者其費を政府に貸し、  
決定し、総政府に取扱事を取成運上と取り、事を止  
「トリニチーハウス」「バルラストホールド」并北燈之會社其燈の煙を  
只今も取扱ひ居り、其矢張政府之関する所、此の英國

金花堂

る燈明臺取立り、其成の煙を先大略右より其始り、後  
之會社并富たる人之私力をお建政府唯其免許と渡し、或は  
運上を増す、亦其身と渡し、千八百五十四年、燈の煙を悉く  
お建利大夫と、事岩齋、又暫く其船の爲に、要用する  
事、港八海と同おさるる、おさるる其後の政府、唯費を助る  
取、其の爲、政府にお建、其日中、燈の煙を、勿論、其約  
る、其の爲、おさるる、其の爲、おさるる、其の爲、おさるる、  
その爲、おさるる、政府の納り、其の爲、又燈明臺、外國との交易  
る、其の爲、おさるる、其の爲、おさるる、其の爲、おさるる、  
運上を取上、其の爲、運上之納金、其の爲、又新、建、其の爲



燈明をい入也  
減一ノ、其時其運  
又も全く其止上  
出物謹言

千八百七十九年  
三月二十四日

アールベリーブラントン

守島陶瓦様

金社堂

日本政府とアールベトリチャルトフロウン氏と契約書

日本政府は蒸氣ソライス船之差配以多す、其船將法を  
「対先ベンテシラ并大平海蒸氣船組合」相勸務を、アール  
トリテールドフロウン氏に船將勸向取扱セヨ、其契約に依り  
ブロン、左ノ條が之貴命と蒙事と同意セヨ

一右蒸氣船と清淨水一船中之律令と止一船と安全を  
一用人修正後と着ー船下之士官等、此等共に船中一ツ後監

督以多す、其  
一用人浮木等、其地を取極、一切用人

就るを都て心副。因り以事、且蓋械方、机務に添り以る業を  
械械方之也、其其之為、任を盡力勤仕可致事、  
一若同人及不引状或も各念之、故亦之時、其直後暇を出せ  
了

一右之条約ハ互々此日附より五年限りする事

一フロート氏役金、ケ月洋銀三百枚、ケ月毎に拂ふ事

事

一ブロン氏之陸上住居之器械方其他之人同様に相商し食  
料と給し、横濱港滞在中之便利に任せ船を出て陸上住居  
せし事と望む時、船中も食料之代とケ月洋銀

五拾枚

五拾枚宛を給す事

一此契約中、年月期限より一ヶ月前より、勅りも又も期  
限を暇を取らざる事、示し合ふ事

アルフレドリッヒ・フロート

推挙人

アルヘンリー・ブランドン

航者之在く布告

江戸湾之内サハル。ト之西頭ハ洲標と取付事々日本  
政府此言を以て布告す。

洲標を赤色ニ塗たる鉄を以て製造し且水上ナヒト電氣  
以て覆ひす。

沿州。心も各州ハ此尋之知り取付けも之其西側ニ接し航

心もメンダソフフリーフより南二千と度東へリ島々北と千と度

半東及親言日語燈塔等々北四度西の右方位記す事々

おのち五十九年三月廿日

命  
日  
阿  
方  
アル  
ハン  
リー  
ブラ  
ント  
ン

約定覚書

日本政府の需に應じて取用向右達居ハ英國商船會  
の書記及トイヂンボルグ府マリーフ井ールド街六四十三号又  
ツルハル商人ト一スホルラス氏と約定を結ぶる左の如し

右高 法會所ニ書記官を今度燈塔を設け人三員を撰挙  
以多一少者ニ由望ハ右設人等も亦今日本國ニ在る故ハ  
同國政府ニ建築方願取リチャルドヘンリーブラントン氏日本

政府の為に約定を結ハ英國公使ハルリーバー  
英國政府ニ送ル。其書面のみ日本沿海所  
其書面を及建する。又係る以設人の公

其書面を及建する。又係る以設人の公



一家證書の以照濟之退勤可致、且之在年限中  
商賣其外利、且之在年限中、切之、且之在年限中、  
心之用以急急慢出務可申事、

ト、ニ、ス、ワ、ル、ラ、ス、後、日、中、政、府、に、在、中、其、局、の、規、則、吃、後、相、守、り、  
燈、臺、取、建、役、所、并、建、築、方、之、指、揮、聊、々、事、旨、政、府、事、

一、若、し、人、名、除、指、揮、を、請、け、成、功、多、多、末、極、に、申、事、  
英、同、使、事、務、細、中、出、其、決、断、任、事、

一、右、因、人、日、中、政、府、に、在、在、成、英、國、ソ、ス、ア、ム、ア、ト、出、帆、之、日、  
之、年、之、期、限、前、に、格、別、之、子、細、も、多、多、退、勤、以、申、事、  
出、帆、前、拂、取、料、之、日、中、政、府、又、之、商、法、會、所、に、記

友、に、返、納、可、申、事、右、返、納、方、之、後、再、申、送、取、切、之、限、ハ、イ、チ、ボ、ル、ク、  
府、に、在、在、以、建、築、方、并、真、鍮、鑄、物、之、シ、ヨ、ニ、ル、子、證、人、之、在、後、合

ト、ニ、ワ、ル、ラ、ス、右、財、務、を、引、續、け、申、事、此、後、約、定、之、要、革、之、事、  
得、し、一、年、間、に、到、着、之、日、之、三、年、之、在、中、月、給、百、五、拾、元、之、百

五、拾、元、之、割、合、を、以、申、事、日、中、政、府、に、同、人、之、可、以、相、拂、合、右、政

府、に、在、在、向、取、扱、の、英、國、商、法、會、所、と、約、諾、以、申、事、  
一、右、同、人、此、約、定、書、之、性、名、を、記、以、申、事、以、日、限、之、日、に、到、着

迄、之、間、申、事、之、半、高、を、請、取、申、事、  
一、此、約、定、書、之、性、名、を、右、ト、ニ、ス、ワ、ル、ラ、ス、日、中、政、府、に、在、在、通



被免の時迄又と云然病に死す日本 之医証書と云て

勅向免に然し 中国に預りて同人に書りて居る 二書

振古に積りて無私に港より英國に千ポンド 同人に家

の旅入用一切日本政府より出辨す且其時之日本に在りて

公使に當りて後と勅に當りて其外之入費も出辨す其後

人身持てて之を辨枉成る不調法也之後有るに余後

日、此府に在りて務と免に當りて決るに例に當りて同人

書りて居る諸人用其時より自分胸之事

右書面之条に確定之為メイデンボルグ府之存在に筆記者ジョ

ート氏因所之在るを調印書書認人アレキサンドルジョナビル氏

之目前とる命令に左を通り筆記に改り事即千八百十九年

才三月十三日イデンボルグ府の住人トーマスワラス兼ジョンセル子也

トク證人アレキサンドルジョンビル兼ジョンレート氏友人之目前に控る

多記に以り事ト、同年同月廿日倫敦府商法會にて在る

日中、一府の法用事在りて同所書記官兼裁証官チャルレス也

セルトレル兼同所裁証官セーム子ットブロン也氏之目前に控る多記

トク証人

日本政府の在りて  
英國商法會の書記官

トーマスニリーファルレン也記

トク証人商法會の書記官セルトレル  
セーム子ットブロン也氏







マスワルラス

商法令  
及介シ、シ、トレウル氏トイゲンボルグとアンキ、ゼ  
ナピール氏ト之文通、由レ、茲、カ、之、

千八百七十九年  
二月廿五日

商法會所

道具入荷物ハ、二等旅客ノ割合、ヨリ、拂、お、ぬ、金、之、外、  
お、取、り、得、る、多、ク、入、會、金、之、外、拂、り、事

ア、ゼ、ナ、ピ、ー、ル

佐多之岬燈明

佐多之岬 英名ケープ  
チ、コ、ツ、フ 備フ、燈、之、器械、ハ、英國

注、文、多、ク、英國政府預リ、之、金子、十分、残り、之、ツ、代、金、

其、内、ハ、お、出、シ、テ、依、之、右、器、械、ヲ、運、送、シ、テ、之、積、り、事

右、燈、之、お、出、シ、テ、積、り、事

右、燈、光、之、廣、さ、或、百、七、十、五、度、事

是、と、違、テ、岩、之、高、さ、九、百、七、十、五、フ、ト、シ、テ、之、上

千八百七十九年  
二月廿四日

アールヘン

ブラント

啓在フランシスに在りては

本 写

修多の岬燈の基入用之諸見口

出之通注

之及り也

外 國 官

ブラントン  
下

以て孤島諸上の船を先の日より波は流注中上の通燈の船も

船將多し望しるを不成不中右船を横濱港の近き之風烈

しき所へ使くしその右船は流注さる時其右板方能て心均し者お

多船に居るをいふ其不成不中又船を英國之燈の船と齊しく

掃除す最劣なり法則も英國多必用するを右之船も

も反用ひて及も右の依る軍艦之久くは訓練後一し者も

船に及べし又其次官として出張歐羅巴人之言人英日中水夫

与人程右船に之組を及右船は之英國軍に反之内に右船

之長と不成なり一丁の者有る十分其道を盡し

以程仕度右の船の洞を掛る時と其也

入用之は燈の他

一 官之抱 官の抱に引取らるる事  
 一 船將之役 船將の役は其外船の費や其物之勘定細事改め  
 る事今主人の事交代之事 此番の事 船將係  
 必毎夕揚げ霧杯之降る時を不絶鐘を鳴らし又船將の  
 必毎夕揚げ霧杯之降る時を不絶鐘を鳴らし又船將の  
 一 船將を月給五トル是を自分で養ひ下直衣股位を贈  
 並り出さ出さず其年限五年と定免年限之満る日  
 不出る時其一年前其由を申し又此府  
 出さ出さず其一年前其由を申し又此府

今主人の事官の月給七トル年限二年改め  
 招抱入るに極方出さ其年限五年と定免年限之満る日  
 仕合も其以上

正月七日

アールヘンリー グラントン

長谷川様

此多就該項見此先此後話等 此燈的船燈方  
且船將等古 係 某月給之儀委細等中越政等知有等  
是存等々宜其反扱等レ及此等レ而依頼中々上

四月九日

長谷川五位

フロントン棟

日本政府と元英國軍艦マテラの艦海方

下役チャルレスバルナムと結一約定書

チャルレスバルナム事既、英國海軍より辞職之を准と以此及  
日、政府之官并と勤む事、又同意す其盟約左條に列す  
第一、本人と燈の船の形を命す、一、尤諸般之事、船の  
政府の建築方の指揮をある取行ひある力す、一、  
第一奉職之期限をかくも五年と定む、但、右期限を終りて  
解散せしむる向も互々、五年前より、明くる年之を被知すし  
才三、若チャルレスバルナム事行状悪く、或も其職務を怠る  
る、り、向も、前条之約束を不拘とす、 燈一、を以て、この、

のりす

才四船主の如く其管轄等と都る英國燈の船主の  
為に定むるべきなるものにて一但し船日の日課を洋書にて  
示す告示す

才五月給とて月洋銀百元と定むる毎月の事とす但し衣被  
飲食一併しての事

千二百七十九年  
才五月十日

我四月朔日

アルヘンリブロント  
チヤルレスバルナム

一英國政府の差送りたるは燈の臺附係品代料洋銀拾万  
〇七〇元

内

盃械方入用メ高 洋銀壹万〇九百拾元

燈明番人入用メ 同五千三百拾元

燈明臺附係品代料洋銀拾元 同五万八千百〇元

スエーデン氏器械方入用メ千ポントステルリング即ち洋銀九千元

メ洋銀八萬三千四百〇八元

差引銀洋銀貳万三千五百九拾元

是より前文之より引残の或方三万五千九拾元之高と佐多

岬燈臺之蓋械及池及水引等之費用九千九百元之云  
是と名引、所を英國政府に請り、金高壹万三千六百  
九拾貳元と成り也

和泉燈臺附屬品代、公船賃其外入用積り

洋銀七千四百拾五元

大坂同 同貳千八百拾八元

兵庫同 同貳千三百元

明石同 同八千九百元

廣島同 同三千八百元

今治同 同貳千百元

イサキ同 同貳千七百拾元

ロウケレン同 同貳千七百拾元

ノ洋銀三万千。九拾四元

英國政府に殘存洋銀壹万三千六百九拾貳元と名金  
之部分差引不足壹万七千四百。貳元是と壹万貳千五百九千  
ハ元を加へ三万八千とあり英國に送還せられたる

和泉燈臺道路及水屋築造雜費積銀半

洋銀壹万。七百。拾五元

大坂同 同三千七百〇八元

兵庫同 同三千〇拾拾元

明石同

同壹万八千〇七拾元

廣島同

同六千四百貳拾元

今治同

同三千〇貳拾元

イサキ同

同三千三百九拾元

下ノ関同

同三千五百元

ロツクーレン同

同三千三百九拾元

メ洋銀四万九千百五拾四元

右高之内各諸所燈臺附屬品代金并船賃銀三万  
千〇九拾四元と差引残壹万八千〇六拾元と之に右之  
入用之金子左之通り之に

一相州釧岬燈明臺入用メ高

洋銀貳万〇七百七拾元

ミコト家屋道路建築其外入用メ高

同三万九千〇九拾元

大島同メ高

同壹万四千六百十元

汐岬同メ高

同壹万七千五百八拾元

硫黄島同メ高

同壹万千百三拾五元

砂多岬同メ高

同壹万七千八百元

燈明船式艘入用メ高

同三万三千百六拾元

メ松五万四千百五拾三元



此明臺珩房品代金并船員銀五万八千〇〇〇元を英國へ送り  
有之山金島之内に拂込お成り付者諸人用金之内分差引出るも  
落成迄も英國にて費せしき金高九万八千〇四拾七元と申す

家屋造管費外費用

九万八千〇四拾七元

中國海同防之積り

五万八千〇拾元

英國に送りし金高

三万五元

都合洋銀拾四万四千七百〇七元

右金高渡方之儀を左に通三年に及別金を成り及ぬ

初年

八万五元 内三万五元を英國へ送りし

第二年

四万五元

第三年

五万四千七百〇七元

又拾四万四千七百〇七元

一燈明臺番人月給兼油其分年分入用

洋銀貳万九千五百拾元

一中國海同防

同壹万五千四百拾元

一蒸氣番船入用

同貳万七千五百拾元

通計洋銀六万八千〇拾八元

子ハ百七十九年  
二月廿四

ハルリーブロントン

日中政府英エイ、パール、ブラウン氏之約書

日本政府之蒸氣策策船「サンライズ」之船將としてエイ、パール、

ワン 今迄「ベニン」エテル、エド、ヲリタル、スチー、ムシツ と抱入の事、英右ブラ

ウン 「コンベニー」といふ飛脚船問を仕居一人 右政府之命に應じたる事、此書付を以て證據とし

其石 之約文を左に角す

一右船と奇麗に掃除し物るべく調ふを並船とを船

守る事を右ブラウン氏に拘りたり

一同氏難るる揃ひの彼を着し其次は水夫も同する事

一浮き印ト或は燈明を供する場を定む時其場を

一

携ひ方となる同氏と借す事なる。然るに事を撮りたる  
器械方之助を為し居し

一 身持方悪く或は不用心なるを得之時は其罰として  
直ち又暇を出す事

一 年限を今日より五ヶ年とし其間を右政府より暇を  
与る事又ブラウン氏も右船を去る事

一 給料を一月三百ドル月給とし拂ふ事

一 同氏の器械方航海する時の為メ通例の食料を備へ  
る事又石横濱港を留之間同氏陸に居住する時を  
其人前の食料船中より余り其食料代として五月五拾

金花堂

トルと同氏を拂ふ事

一 此約定年限の満了一ヶ年を双方が書付を出し年限の  
満了後も抱置度と成或は右船を去る度と否かと  
定む事以上

千八百七十九年

二月二十三日  
我正月十六日

アーレンリー・グラント記す

日本政府燈明船及立規則

役人兼水夫抱入之事

- 一 役人兼水夫抱入之節燈明臺或浮標或燈明船或  
並船の船と夫之役割り等事一切器械方の心任意し  
但抱入之初二ヶ月夫之役人兼水夫之拘り等事其役ふくむ  
や否やを試み其上より夫之役不命す
- 一 誰人より眼を病む者一ヶ月前必眼取状を出さ  
且隨金之像一ヶ月分を毎月引出さ

食物送送之事

- 一 船主兼上等の者を食物と銘して用意すしむ右食物

用意之、事々次々規則に従て、船主兼上等の者  
一人の力を決して同時ニ其船を出る、以て非常の費用  
あり、さきと三白の度の外をぬく、名目をも決して上陸  
さき、但船令上陸す、二時以上と止る、  
一日半の夫を船より毎口米ニポイント乾魚半ポイント以て  
ごつし、但酒類をぬく、名目をも決して船中おろ  
る、

揃衣裳並勅向の事

一役人水夫、仕事の間を始終揃衣裳を着、  
尤揃衣裳も政府より定たる者をも、誰と拘らざ

金花堂

暇と度者必此を脱部すし

一誰ふ、一月中又七十二時の暇を以て保、  
斯る時限の暇をつう、  
雷む、一又船主も器械方と熟練の上、  
か、眠るを許さず

諸貯物船主引請の事

一船中入用之為貯たる油、  
費、  
格別、

諸品源方之末

一燈明臺燈の船外之処油其余の品物を運送する時其役役勤する者極めて謹慎し、勤むる若船主腹スルカより其更なる迄此役役勤むる時仕損ひ跡忽等者之に於るも其者の終金銭引取り換耗をおぼむる

燈明を揚る時刻の事

一燈の明るるる日小揚げ日出し消す。但時節より日長短の異なる器械方より多し。多るる表より後ハ其時刻を定む。但燈籠を燃焼し置る終末の寸分も短いたし。昼前十時より必油をつぎ置る。

船中日記之事

一船中日記を船主此を引請前に記し、たゞ毎事其の固案より後ハ其行を記す。但勤番中其船小關係あり。こゝろ一切此を記し、番交代の時必其記者の名前を認む。是を記者各より其事を記憶し、後其證人としてゆるが也。

碇用心之事

一船の動搖をさし、船小碇鎖の氣を介好折ある毎に船主必碇鎖を曳下し、引上此を吟味し、其あり。折れをて日記に記す。但毎日用意の鎖続等と交近し、おき

破鎖を考へたり

碇泊の事

一 若し船の破鎖切きを速く其燈火を消すべし保し  
唯一方の鎖耳も色船尚其位置を去げんば燈を消すは  
うらむ但固執する時は兩時とも兼て定の合図を  
蓋械方より報告せしめし船主より蓋械方の位置を失せり  
極周旋し迎も叶わぬ其帆を破鎖等と夫れ調へ  
と安穩なるに導くべし

番人并燈籠用意の事

一 船主嚴重に番人と置き蓋械を張るべし夜中の番人

の交代毎に必船主と呼ぶ又日記に記すべし  
付く告しむし一 露防天の間五ミニート毎に  
半時毎に鐘を鳴らし且蓋械能燈籠を調へ  
置る夜中は卸すべし時よ未己むる  
他の燈籠を暫時置りし

船中病氣の事

一 船中若し病人あり船主の速く蓋械方より告ぐ

掃除并養生の事

一 船主の多忙となり身代を潔く一 跡言ふ  
船中ついでとあり寢る所を掃ひ空氣とのとり

と洗つては、重税州よりより、事受けを多くし、不せし  
夜に入ると、甲板を乾しむ。甲板の蓋を開き、船底  
の空気を通し、人生の健康と助へ、後、清潔とせしむ  
了

密商、燈明船に預る物事

一 船主より、各夫より、政府に税を拂ふべき事  
を、又他人の密商を助くる事の事、一切の不法  
具燈明船に、この船より、酒類、其外一切の品物、  
運ぶ事、禁制する事

上下一体定律に於ける事

金花堂

一 船中陸地より、一定定律に、後、器械方、役人の命と  
奉り、又役人を、又、規則を守り  
若下役、又、喧嘩、醒所、或は上官の命、を、  
事、及び、於、を、器械方、詔、後、他人の律、  
破、を、防、を、

一 若下、上官の、不、公平の事、  
其事、を、器械方、出、為、器械方の改革、を、  
暴動、を、私、日、後、

他人を船に入す事

一 役人、其、外、他人、を、  
切、



以多紙波語上を此後ページ氏事ハ一月百五十弗  
之月給を動定方を用ゼーコツブ氏俵を百弗之月給を  
多紀方貯可預り兼勤者波次<sup>今六十トル</sup>ジユリー氏之代之よりハホウ  
キンス氏俵を百弗之月給を神子元島之貯可預り兼勤者  
程一段之便利を成り申す者之月給中ノ費強之上波報告  
以上

あつちと十九年  
八月三十日

アルヘンリーブロントン

燈の島掛  
土屋

オーストル氏

右之ものは是迄月給洋銀百元之如常月分より百三十九元  
増加致成後極々苦乏商人夫々小給多を後務は免お致  
之及中ノリ後之望其公且又同人助勤とてビリンブル氏と  
中者元月給百元位を在座中後高ら上

西暦一九〇九年  
一月七日

アールヘンリーブランドン

裁判不  
士安後中

金花堂

燈明臺法友建舟後後場多節と引今年各順序中上書付

旧幕

慶應二寅年十二月比々後場

閣老

松平周防

井上河内

小笠原壹岐

稻葉美濃

英公使ハアクス

右之面々る全國燈明臺取立方各國協議

約定取結相成

明治元辰年九月中より始り同二月  
二十日一區全出方取扱共神奈川県

東久世公

寺島公

英公使

并  
ブラントン

燈明臺之役は再談は約定相成

但明治元辰九月於京師大阪<sup>市</sup>面之

長谷川三郎<sup>衛</sup>

會計官

燈明臺場不見分は委任被命  
同二年西月中旬人會計官判事被命は  
<sup>二</sup>并神奈川県引給以來會計官持  
は約定相成

同四月六日會計官引給尤是金を  
大蔵省分は出方支同九月十日引給之

外務省

公金花堂

同九月十日外務省分再度引給  
以來持

大蔵省

但坂田出納権正は入用全権は委任九月十日  
奉命同十月十九日以來出納監督并掛而已  
調印取扱未中

右之通は之は<sup>二</sup>燈明臺<sup>一</sup>は得共最初分是迄迎も都る神奈川県<sup>二</sup>加勢  
習之<sup>一</sup>家十一月<sup>二</sup>己未<sup>一</sup>を坂田権正出納監督司并掛限り高政反扱  
為中は右大略別紙書扱入は<sup>二</sup>燈明臺<sup>一</sup>

己十月

燈明臺掛

フランドンに引合殿  
午二月十日因人分差出

燈明丸参組西洋人共給料

一洋銀三百弗

船将 壹人

一同八拾弗

壹等士官 壹人

一同五拾弗

貳等士官 壹人

一同五拾五弗

貯役 壹人

一同貳拾六弗

料理人 壹人

一同拾四弗

アルヴェル

一同三拾五弗

大工職 壹人

一同貳拾五弗

ピツチエル

|        |                |
|--------|----------------|
| 一同貳拾五弗 | プラス            |
| 一同貳拾五弗 | マテイン           |
| 一同貳拾五弗 | クルウジ           |
| 一同拾四弗  | エツホ            |
| 一同貳百弗  | 器械方頭取<br>スキソール |
| 一同百三拾弗 | 器械方頭取助         |
| 一同貳拾八弗 | 寺等火焚方          |
| 一同貳拾五弗 | 寺等火焚方          |

總計一千〇五拾七弗

燈明丸等組人数并給料

|                                    |            |
|------------------------------------|------------|
| 一金四拾五鎊                             | 日本<br>船役寺人 |
| 一同四拾鎊                              | 日本<br>水先寺人 |
| 一同三百貳拾鎊<br><small>但寺人三拾貳鎊</small>  | 日本<br>水夫拾人 |
| 一同百鎊                               | 日本<br>職人寺人 |
| 一同貳百五拾六鎊<br><small>但寺人三拾貳鎊</small> | 日本<br>火焚八人 |

總計七口六十一鎊

式 礁丸系組人数及給料

一 洋銀百弗

西洋人 壹人

一 同三十拾弗

コニラ人 壹人

一 同五十拾六弗

但喜人 貳拾八弗宛

コニラ人 貳人

一 金百八拾銀

但喜人 廿月三拾銀宛

日本水夫 六人

總計百八拾六弗

以手紙啓上仕の宛を兼る之齊藤君の中上並に通西洋人追放  
方強料渡一方左之通有定也

一 戒礁丸船長

不行跡之候有之付追放

一 石工兼職人頭取

同形并給料百三十ドル減ス

一 マアルクス

同形并給料之内百ドル

一 カルセル

同形并給料之内三十ドル

一 燈明番人 一 上ルトノ事

此之度ハル子ム氏を追放以多し之付分別之燈明番人を雇入し

緊要之由又代人より之燈明番人を雇入し

一 燈明船

ハオルト  
カニ人 壹人

貳人

一大島

チャルレソン等クローツセン  
新雇入之人

貳人

一 瀬岬

イーゴルトノキ  
エガルト

壹人

一 長岬

デイック等  
ホルドル

貳人

一 佐多崎

マケントシ等  
デブリン

貳人

一 子元島

ハルリス

一人

メ西洋燈の番人拾人

日本燈の番左之通雇入方緊要なり

一 子元島

貳人

一 大島

貳人

一 瀬岬

貳人

金花堂

一 長崎

貳人

メ日本燈の番人八人

分メ佐多岬諸燈の番人貳人當時子元島諸燈の番人壹人

瀬岬のおきと度

右西洋燈明番人食料之儀をいつき支之日之内は夜中上夜事

千八百七十年

五月十三日

ブランドン

坂田友

以手紙致啓上の就者日本改元用として毎天の燈明臺  
建築之儀に付繪圖面及び約定の相違中の圖面中の建  
物左の通りなるに

一 住宅

吉新

右の松者居住の家

一 田

吉新

右の楳楳方助役或人の住家

一 役所

吉新

右の松者共課業の管の役所

一 物産所

吉新

右の燈明臺所用の諸品并油小船等を貯け不

一 仕事場

吉新

右者必用之品細工致し或は材木類を貯け不

右の外小波除但小船田場附及び合同旗竿等を中入用

の得共右を造る取建可中依る約定書中を右省きと申す

右の西洋建築家三人より左の通見込を中申す

一 洋銀三万五千石

ウ井ツトヒールト及ダウソン氏見込

一 洋銀貳万八千石

メンデル氏見込

一 洋銀貳万五千石拾布

ブレンセン氏見込

右の内ブリッゼン氏見込を或人のよりち余程廉價に有之



山間其見込を採用可致同人と種々商議等致し事尤同人は  
拙者も萬端差圖致し以て此の功可致存  
約定書中取極通り五ヶ條之見込を致し交ブリッゼンス氏即  
別紙之通免てつて出の拙者も一條之見込紛密に算る  
致し交存を日中の傭夫お存するなりは五百井位減少  
致し可然と相考し第一條之見込味致し交右ブリッゼンス  
氏中出の位を不相當之廉多し勿論右の入費お高り桁も  
可中付存の三條及四條を横濱の上等之家お建の常價又  
有之の第一條も正當之價を不相當之廉多し隨の第一條之

金花堂

見込の五百井を減少致し以て此約定破談もお存し  
甚以不都合可考の拙者も先の見込通り致し交存の通  
る先の拙者も遺漏の慮多し此上を約定書に基きブリッ  
ゼンス氏の見込採用之後を國政の府が拙者へ免許被下し  
お預の他他事以上

五の百六十八年十月一日

林城五ニリフロントン

神志川 判事

日本政府用として機械方の住宅並役所其外物並右  
繪圖面並明細書之通 一 垣設し其内九込之程  
左より悉し

第一 洋銀千八百弗

是を地面を注ぐ通之高き道路、小石を敷其分  
地面之土を入り入費

第二 洋銀二千弗

是を明細書之通水道及井戸と堀鉄格子等  
筒管と敷其外便室並浴室に附屬品を  
付し入費

第三 洋銀壹万四千五百弗

是を住宅三軒其外小屋等一式お建並其分  
右修復設し入費

第四 洋銀五千貳百五十弗

是を役所並物並一式其分一ヶ年之右修復  
入費

第五 洋銀二千弗

是を明細書之通石垣並板塀其外各門附海中  
石垣上の土堤一式築設し

合洋銀六万五千五百五十弗

ルーシー社中  
アルピブリツゼンス

日本政府のたゞ機械方役所貯所等建築之

約定

一 建物分図等別紙図面之通取建つ屋し如何極るる  
つりとも機械方或る其加勢之より書面より圖を  
時を決り模柳きをなすなり

一 承屋の都合能建造し且通常之物を取附し建物  
並地面を適宜に全成せし肝要なる諸工の圖面其此證  
書に載せざるも其をなすを可也

一 諸材木細工場を機械方よりし  
機械方の職人より不功者と思ふれと廢せざるを權以



○他工と約定せざるべし

一溝渠を其深さ十分として平坦にして適宜溝を掘り

一地面を方今之海浜土手の上より建物之前面を十フット

より一インチの割合で傾斜せしめ築上るべし

一道路を強固な道に開き小石或は貝殻と敷き後庭の小石を

敷き前面の地を土をふるすとも或は土をふるすとも其指図を

何れにせよ

### 井及水道等

井戸を石を畳上る分の清水を儲け給え充分の深さ掘入

るべし但し各家の用之水場用之水都令二井を設け給

金井

四インチの唧筒を口径一インチ半の管を挿し井中の

水を引く各家樓上の水溜りへし便室を室中必用乃

諸水爰を設け又浴室中も所要の諸水爰を全使し

むべし」爰石用の鑄鉄の格子のつくりも指図の場を

安置し是は十二インチ四方の水道を石或は土製の管を造り

給水を引て海中より汲す

### 雨水桶

雨水桶二箇宛を各家に設け蓋及管を備へて

以て桶中の雨水を流出せしめ給ふ供す但し雨水桶の

並ぶるも其付の掛金に記す

雨水樋

縦横の雨水樋を適宜の大きさ、材料、屋上の雨水を、  
盡く水桶中に集む

建家の下組

低牆および各家の廊下を皆マダラ石を以て製し、其床の  
高い築上地より三フィート、役所の床は地を面上二フィートの高と  
ちし、壁を小材木を以て堅固に組立、瓦を裏を附以て、  
雨水を拒く

屋根

屋根をインジニール、檜、杉、方許諾の製し、方々より決て壁

上、雨水の漏痕を露し、水も排水も製し、方々あり

煖室

煖室を何處にも、枳岡の如く設け、取用の煙管を嵌め、少煙  
よく壁外に出す

水溜

水溜は各家の便室上、設く其大きき方々あり

長五フィート

幅四フィート

深三フィート

右を一寸半の間に、其を以て鉄釘にて固着し、鉛板を以て

裏面を張り所も方を漏らさるる但し溢水の為は別と一管  
をばら

### 便室

錫或は土製之鉢を敷め是に兩管を附す一は上面の水  
道と連し一は上面の水より連す但し各々必用の嘴を  
設く

### 浴室

浴室は圓中より大さとして錫或はブレンキを以て製し都て  
常用諸具をばら但し嘴等を設け家用の條々を言中  
より引く

金社堂

### 厨房

火爐を築き其他尋常厨房用之諸具をばら

### 外屋

房州石を以て建築す其形並大小は圖中より示す  
但し所用の諸具都て全ば

### 戸窓蓋

適當之木枳を用ひ窓及び窓蓋を蝶番を以て仕附けボル  
ツ掛栓門をばら戸内りと固す

外面之戸を大なる切込錠を以て外面の戸を蝶番と錠と  
ばら

塗 紙張

木部鉄部も物もワイルペイン  
油を溶かしたる  
ニ使たり 二次塗り

上塗の色も檜木の方の色に委す。

室房廊下之壁も檜木の方の色に委す。

官 署

惣る住居の家を通りて設

貯 所

ボラーシウ石を以て造る通置の屋根を依る建物の両端に

圓面を記さる廣の戸を設け戸車門栓海老錠を依る

屏

金花堂

作場の廻り住家の背面の屏をボラーシウ石を用ひ之をセ

ヒートコーして上端を屋根を依る住家の前面を之を三ヒート

ヒートコーの低き石垣を以て上より木欄を設く

門

門を切要する蝶番を依る造る石種を依る所へ建屋し

海岸石垣之胸壁

丸く突出したる岬之全長に沿つて海岸石垣の上を二ヒ

ト三インチ之後壁と造り二十ヒート毎、水吐口を設く

見込書案 下文又書之各條に之を以て直取と 一 併す

取捨の政事と之を以て之を以て



五ノ百五十八年九月

天  
器械方

アルヘン

金花堂

見込書案

日本政府之為器械方局支署行所を別紙約定書  
第四條の如く分設図面之通(建造)を為すの入費  
アル

第一 是を地面を注ぐ通之を築上道路水石を為す  
分地面之入費

第二 是を明細書之通(水道及水井戸)と地鉄移子兼  
筒管を敷き其分設書並治之に附属所を付附し  
入費

第三 是を修毛三新其分設書并式支建第一ヶ年

後以事以乃費

第四

是を役所事務物並に不貳廿外一十年之りおは

いふに

第五

是を以て細書之通石垣板條其外多門附街中石

垣上之土坑不貳築造入費

以紙致啓上の然者拙者在事英國政府より日本國の  
築方の任をうまひ付舊來英國の建築方の學より後  
摺板と左條中述以る後來交通之便を供へん

一諸商社又其池に於て自己の用或るつ社中の使用の爲鉄  
道傳信機泊船安燈の臺水道溝渠等の大工作を  
進さんとする時を皆建築方を在り事

一建築方第一の勤をもり事の大旨を詳し検査し大略  
其入費の多寡を算計し之を發起人の報告致し

一右報告を發起人を其他工つ成不ばい事一を新  
其工つ起し一を決しする時を建築方を命して詳

其ノ案を約定人トシテ出スルハ此工ノ費の物計を  
ス事

一前條所奉の件ニ全ク依リ時ニ建築方々右の画圖並ニ案  
と發起人の多ク渡リ於テ發起人其ハ熟思シテ右ノ案と  
納付スル時ニ建築方々命ジテ必當の工價を採用スル直ニ  
此ニ互ニ對シ

一右嘉納の細圖と請負の約定人を建築方々右の圖ニ建  
築方々所要の諸事並ニ整ふ事より後ニ於テ工價の進歩  
を常時一且ニ其當ニ材料を用フル又諸工共圖面ニ符  
合スル事ニ注意シ於テ其雇主と利トシテ建築方々の

金花堂

專防ニ事

一作工中約定人を建築方々應分ニ建築方々發起人と應  
對スル事より依リ可成ク建築方々自由ニ於テ凡物並ニ工  
價ノ關係の諸事件を皆建築方々の之を經テ報リ事

右ニ仕方ニ英國ニ於テ盛大の諸工を落成政ニ事  
隨ハ拙者共依リ日中政府の委任の建築方々其向ニ於  
テ其國益を考ヘテ改メ事ノ須要ニ依リ其應出スル画圖并  
積リ書等其納付上拙者共ニ其附与ニ其來ル為ニ於テ其  
其の差配ニ其但ニ有リ度分極拙者ニ於テ其保ク事  
用条々ニ其勤仕改メテ其前條抄書ニ其科目ニ英國

彼らとて其時之修之に彼此交換致し時をせしむる  
子と此を最易とすべくしむるに

あつるに十一年  
十月八日

アルヘンリブロントン

寺島陶苑殿

金花堂

日本政府燈の臺用の工匠等勤方の事を記す

工匠等の主務を燈明臺造管中諸工夫之頭人となり其  
造管落成後日兼る日を期し並各所の燈明臺を巡視し  
損所等ありて申す修理を加ふる等あり加之政府の建築方  
より右工匠等使用に多事あり其命に隨ふるに  
依り工匠等只燈の臺に必要の諸工を燈明の機械製造の事  
を暗造するの事あり傍らに多法之事をもつたる事多  
を最要とす

右工匠撰擇の事多かるスヘンシ氏に任せて此人  
を心づくる事

右二匠等も三年の限る勤職をこゝる期限内日  
控る使用を——若第一其不忠を嗜む頃を嗜む其  
事ある時直之を罰して其職をやむ——  
前條期限中の勤職を終る時とて——双方通——  
間之原約を破るべからず

右二匠らの為兼る兩之室を設け置其路費として才二  
の船料但家内引越者い  
まふも拂ふ其外ソウツア—ト—ン迄狭路を運賃  
を人前五十ポイント宛具ありし而も之を所納する者  
其料として二十ポイントを拂ふ

右船料を毎月洋銀百圓拾五乃至百五十円を以て

金花堂

ステヘンソン氏も定むる

建築方  
アルヘンリーブロントン

以手帝政啓上り然を昭明基建公方母ブロントン氏  
之趣もろくく右覽造るる多分二名傳信様同外  
後人都合四名を備度何年一此世経たり此段以可待  
此段以可待以上

九月廿九日

東久世中将

英國公使 閣下

金龍堂

其第十月五日附書状ウ井ルキンソン氏より若くは  
然者燈の臺建築を某の旨足下助力を乞ふアテンポルグ  
之様械方ステウヘンソン方の中き此様之様人雇入り  
云々其系之趣兼知以るハ其見込之通以反斗らるる  
此段以可待以上

九月五日

井関彦右衛門  
寺島 剛 宛

アルヘンリ―ブロントン君

以多我政啓上之由之日か政府より雇おる機械方之長  
 ブロントン氏より日か開港場其の海濱の燈の基建築之  
 取ともうして燈を奉するを懸望之職人を英國に雇入るを  
 忠告せんたる貴下と宛と差出たる前我の言管我の似懸望  
 之と左之極意日か政府より雇入る方兼諸君之度此  
 時ハブロントン氏其加勢或負ふも日か之職人を仕ふるも  
 為之建築其適ハ既歸り而中其と極極を以て使に命よりめりるを  
 此の由り上  
 此の由り上十八年十月十日  
 ウヰルキンソン洋具

寺島陶菴殿

金井堂

以自紙致啓上之由者貴國海岸の燈明基建築おるの由り  
 拙者等の加勢のため熱練之職人を雇入るに及ば懸望日か人  
 若し右燈の基を造るとも工化の熱練の政に居る中節を夫に充  
 歐洲人の功を妨げ可中扱と既英國の如く物を起し居る  
 以之に及ばば職人を雇入るに及ばば拙者日本人の職を親しく洞視し  
 當他より中きり遠見合ふ事より中其の拙者香港到着後二月  
 之を勉めて日本職人を實験を以て中其の良工にして進懸望も  
 可致し得共何れ燈の基を造るとも堅牢精密之ものと建築を  
 以て工業を以てし慣れしものと少くも機械方より貴國に  
 被雇するに拙者外其人の如くも望むるに隨分右總業を勤

可中り得る在るを拙者共其業に束縛せしむるが爲の職を以て  
日中政府に裨益を供せしむべきと失ひに扱はるるに右英國ト  
修築せしむるの燈塔を建築し棟梁として日本職人を管轄  
すしきとありて其燈塔且燈明基落成之上を監事とするに各所  
趣き修復し届り後可致り又若し其業に閑しむる他の業  
しとも管轄す可し唯今之を安んずるに之を可し燈塔を建築せし  
るの事とて拙者のいふに之を先づ考ふ時三人 事是了可中り得る  
右雇入方之業を可成丈工テンポルク之機械方ステウヘンソン方へ  
この中を専らせしむる日中り得るに閑し諸件英國政府より其を  
托し又更者右雇入つべき強人と疾令周旋せしめ且世界中の

金九

多分之人を以て居らざるは

右強人之強々を以て四月百二十トルより百五十トル位に可看之又  
旅装之たり五拾ポイントステリング器具の為或拾ポイントステリング  
と多く其者共之強費或を携へ来るものも其書の旅  
費兼之を以て算し陸路旅行之積を以て之を以て居るを考へ通  
以て必強古なりしを拙者共其業に建築せしめ機械方強者  
高し宜しき強可中り得る以上

あつちと十八年十月五日

アルヘンリーアロント

寺島陶瓦殿

子安後五郎 校  
柴田大介



大猷利太泥亚特流公议全権

ミニストル兼コンシユルゼ子ラール  
エキセルレンシー

ハルリー—スパルクス

以書翰中入此種燈の基を建場所之依繪圖而等を以  
外國よりは呈示さる一板因奉り中を兼知より然るを  
其地所為の故障を多し難斗隨分燈の基を之増減をも  
差響言下中莫申右取調方之都合あり且各以便各目  
之見込申中より是少極なる不都合あり其件より各以便  
協議決定の一尚中可少極なる度此段中合致多澤之  
慶應三年一月十二日  
井上河内守

金井

稲葉美濃守

松平周防守

五、百六十年十一月十七日 江戸に於て  
外国事務執政閣下に呈す

江戸新定約書第十一條、日本政府を外國貿易の爲に開き  
たる諸港に進入する船の航海を安全ならしめんと爲す要する  
燈台、基瀬、浮木を其港に備へ置くべしと云ふ契約に隨ひ  
余謹て閣下に告ぐ、余我國僚より佛蘭西合衆國、荷蘭西  
名代人等と共に當時横濱に在る不列顛、佛蘭西合衆國之  
海軍の惣督等と商議し、且其外、熟練なる航海者等の説  
を熟考し、上る決定して曰く、左に載する燈台、諸船外國貿  
易に開きある港に安全に出入せんとするに要するべしと

金丸堂

横濱に於て第一等の燈台三箇、第二等の燈台三箇、第三等の  
の燈台一箇、此の各箇の燈台を要するに右第一等の燈  
台一箇、伊豆岬洋のゴックアイランドに備へ、又第二箇は安房の  
ヒラタチ（キング岬）に、又第三箇は近傍に備へるべし

第二等の燈台三箇を備へる場、亦一箇を江戸湾の入口に、教  
次第、沙崎岬、又三崎、又三箇を江戸湾の四方に  
一に相模岬、一に觀音崎、一に備へるべし

第三等の燈台、横濱港に突出する所の隅に碇泊する燈  
明船に設くるべし、但し此の燈台の標目を見るに因り、教次第、必  
ずんとする船の爲に、各港に碇泊するに、此の燈台の標目

一箇の琉球島の西隅に設けらるる

若館にて第三等の燈塔一箇、港入口より燈塔とんとする燈明  
船中に設けらるる

有載せらるる一箇の燈塔の基之外余閣下、注意せらるる西方より  
横濱より来る船の途中に在る三つの燈塔の内ニテ所て  
第一等の燈明臺を設けらるる切要なり其或箇の燈塔と云ふ  
九州島の最南隅にサタノミサキ及紀州の最南隅多潮見岬  
又大島とその他一箇の燈塔は三本嶽則レットホールロックに  
霧又ハ暗夜の時を船中日中海岸の急流の爲めは右燈塔に  
押流せらるる危険なることを知る前に已に破船せらるる事あり

○閣下も知り給ふ如く近頃サタノミサキ近傍に三本嶽燈塔ありて  
人命も大に失へ其の概情を述べらるる一節より一右岬に  
良き燈明臺を設け並に今板敷る所を以て出帆せらるる時  
るる

レットホールロックの燈明臺を三つ並に日本船の爲めは外國船の  
爲めは必ず利益と爲らるる一と雖も此燈明臺を特定約書  
才十丁条より條に當り然るに其の他の燈塔の臺の内、其の之を  
告げしすも莫大の費用を以て余並に我同僚強て  
此燈明臺とせしむることを延々と延々とサタノミサキ及潮見  
岬又大崎の燈明臺とせしむるに難るるもかゝるる且費用も割合ぬ

かぬるべき故に是れを造立するに在り候と云ふ事と思へり  
○右貳ヶ所の跡所を不列顛人の指揮官甲必丹ボックマン  
之を巨細に測量したるに右の跡所を海軍士官の  
造つたる右跡所の別々の測量記を測下し置し且測下乃  
注意し見らるると余ら大い満足すべしと云ふ

余閣下は已に以上おきてゆく女王マゼスターの政府を右燈台  
基の質を擇むに日本政府の助けを考へんとす此燈台

不列顛女王マゼスターの特命使令権ミニストル

ハルリースパークス日記

金花堂

カタノミサキへ燈台の事と告立せんとす此地を擇まん  
一日先分上書候

カタノミサキは日本の最東隅を名へ通チカコツトと云ふ余燈台  
基を造立すべし最良なる地を擇まんは第一月一此地は  
ありんかき一安右の之意に極て適當なる場ありし〇岬  
高と七百フィートなる樹木あり出先にし長き岬島の根端  
あり但し此岬島の燈台の事と云ふは小岬も地を測し  
中より錫網の長さ程隔りし一箇の小き岩島数多の礁石の  
更なる場ありしと云ふ事ありしと云ふより更なる大なる

高さもそれい毎度雪が覆ひ隠さるゝ又更な低き所もこれ燈  
明を云ふ光りを見得る一其地の廣さ減さる一右の小島も山  
中より山の頂上を除き其山の部より更な廣き地を云ふ  
得但一其光を云ふを得る地は東西に通りしる船の安全  
るる爲に丁度十分ある丈にして一幾々の間を除き一海岸の  
東方より危難なる所も其光を云ふ失ふに因り却て鹿子島  
灣の中央入口にあり光を云ふ近き所とを航海者は注意を  
せしむ○右の小島は極て峻岨にして大地より方角ありる岩  
よりいそよ登るとは○小島の頂を大抵三千フット程高き  
建物は直径二十フット高さ四十フットもあるべき高さの

金花堂

基礎と成る爲に平坦なる地とありし一右極西行の明燈  
の高さ二百二十フット程と成る其光尋常の船の甲板より二十  
里の隔りの之を見ゆる一○光を云ふ小島も器械の第一号の  
チラブトリツチ(器械の名)にして其内四分の一は金類の光を返す  
造り管を初りんとする其材を單にして冬時より潮の漲る  
依り洋の浪勢烈しく造り管を延引ししる程に  
尋常の天氣より右造り管に用ふる小島をわきとるべき  
を云ふ又一の事担ふ他あるを以て茲に造り管人の細工を  
造り石を切り又其他の工業と爲るを教令せしむる一  
岩石は黒色にして堅くと雖も細工の容易なる出来しるべき石あり

見又造り木材の全程支々に缺を以て結付くたあきれい  
不商の者形もくさとして此石を用ふる方宜しとて○鉄燈  
明臺を木又石の食料部及び其のほひらるる成母とて○  
石として造りしき難形ありしを之もさきかたの固き海下  
ふらると千と年才九月十三日横濱に於て

指揮安 アルレス、ブロックと記

紀州潮見寄の燈明臺を造るとする為の土地を  
擇むに付ての中上書寫し

紀伊海峽入口の東方を岬とる潮見寄のこの中上書に記  
せらるる一とて退潮を帯い大地に通し海の中に突出る岬  
より岬の高さ三百フットなる多原より海に近き準  
として其高を進み減り海への出先の百二十フット余なる絶壁を  
其周囲の濱を危き岩礁多し  
紀伊大島の右岬の東方はつりて有名なる大島の陸をとし  
日本船の爲に學問ありし集會場所なり大島の言をいぬ  
つん島の言をいぬの二倍より程多く別ち七百四十フット程とて

其岸も之を以て準一と云ふ事にして遊る處及大島の海岸は海  
岸の他部より三里も海中に突出し東北東の方へ三里及  
ちもして此地勢より燈塔臺の場所を擇むる事にして因縁あり  
○大島の海岸は丘岡、多分北東及びより燈塔臺の光  
を照らすに他なき事と思ひ余自ら其式部を見分るる何分  
其他多敷て不適當也○燈塔臺の内地より穿るる事又余  
高き所より安し大島の両岸の爲に暗くされ又右岬より余  
を隔りて燈塔臺を造るの目的又遠く極る地を照らす事  
擇む能くば此の事余像遊見崎燈塔臺の地を擇む  
こと切要なり余種々見分穿鑿を以て後別紙圖に載せしむる

場所を擇み出さる此地も半里又一里程隔るる處方  
りも出先の海岸の樹木の上より燈塔臺を上る事十分  
此の如く樹木は全く之を切り倒さる事あり且又之  
有像と云ひ出さるること照らす事あり余の見分る節  
東方出先の樹木も此の如く切り倒さる事あり  
注意せしむる事あり

岩礁の後、或百ヤルド程ある小丘の上より見分る事あり但し  
其小丘は余刊行する海圖より測量も海面の上或百ヤルド  
より番所の高さを岩礁の隅よりもさるること三千乃至  
四十フットなり此の高さを二百十フットの高さを以て

或百千度の地平線に至る所の陽を以て尋常の船の甲  
板より二千里の距離を以て是を以てし燈の光を運動  
するに似たる第一等の新フトリック  
類にて造りたる光線を通照する鏡を以てし

瓦石又ハ木を燈の基に造るに用達し又燃る時直を以  
て板の入口ありと以て良き材料とする一人を採るは外  
造るの爲に缺乏するを以て余又左の者を以て右の燈の  
基に用伊海峡乃至海峽に入るに用たりと雖も日中海の  
急流を避るは是に海岸に近ありて是方へ廻るとは船  
より又も順風を以て或は逆風を以て天を以てするは

金井堂

此所の集会所に駐せしむるの意は是も大島港と  
通りたる船の日の船の爲るに用とす

右板に不都合を以て除くんとすは余分の高を以て  
とす六島の東側を以て地形も良しとす頂上へ低き材木  
の頂上を以て海の高さを以て百四十フットあるを以て左も右も  
なる場所を以てす○此燈の基は第一等の新フトリックに  
して是の時分を以て廻轉し三百度の地平線の内を以て其光を以  
てするに似たる

あつちとすは年九月十三日横濱を以て

指揮官 アルレス、フロウク日記



千八百六十六年十二月四日横濱不列顛公使館にて  
日本外國事務執政閣下ニ呈す

余昨日江戸よりせんとうの意を閣下ニ告知し且燈明臺  
の事件を取濟せんとう為す第百即ち木曜日亦一時小柴田  
日向守を余の方へ送り給せんとう我願ふ將又長崎繫泊場  
係り事件を決定するの命を蒙りたる委任の人同日午後余  
面晤せんとうを以て余閣下より敬の意を表す

不列顛女王マセスラーの特派公使全權ミニストル

ハルリースバルクス日記

大親利太泥亞特派公使全權ミニストル

兼コンニエルゼ子ラール

エキセルレンシー

ハルリースバルクス日記

貴國第十一月十七日附書翰を以て先般約定之物  
基に各所燈明臺造築之儀を繕りて越々知  
おろひの右場所之儀は等々所調不中當り確定し申  
はとも其品を豫め準備せし積儀を其件とも兼り承知  
佛事ありし取入り方等々を余も個々其件之紹介より  
貴國政府之月旋を以て買入代價之多を追々希勤を以て  
附托するに及ばざるを以て先般所定之物

寛文二年宮十月三日

井上河内守吉押

移参事原守日

松平因防守日

燈明臺掛

常時鉄道掛之方出張

竹田庸次郎

淡粉西岸系紀州沖高兼初出張

高友土木権大右

伊予海神見元島出張

田尻土木権少佑

通年

原土木少佑

菱倉土木少佑

野村土木少佑

早津土木権少佑

栗津土木大令史

常時鉄道掛之方出張

津田土木大令史

淡州西家出結

伊豆海津 元島出結

同前

紀州大島榎野崎出結

相州松崎御崎出結

吉野海津土本四方出結

大坂多摩川修禊柳屋出結

唐多他屋修禊附和出結

豆州下田吉野修禊石切出結

吉野松崎御崎出結

赤羽土本大倉史

川土本大倉史

菅谷土本大倉史

金子土本大倉史

武石土本大倉史

石上土本准十五等

室內土本少倉史

大井田土本少倉史

中山土本少倉史

高尾土本少倉史

金丸堂

紀州沖島出結

伊豆海津多島出結

淡州西家出結

紀州松崎御崎出結

山本土本少倉史

三浦土本少倉史

松本土本少倉史

松村土本少倉史

金澤土本少倉史

小野寺土本少倉史

吉田土本少倉史

飯田土本少倉史

山崎土本少倉史

林土本少倉史

吉野松崎御崎出結

紀州沖島出結

通條

同形依多<sup>レ</sup>出<sup>レ</sup>延

燈塔者士

金井仕丁

同形

同

伊波仕丁

沼形岬出延

今武仕丁

伊豆岬<sup>ノ</sup>出延

伊豆岬

鳴門使部

紀伊<sup>ノ</sup>岬<sup>ノ</sup>出延

加福使部

土砂岬<sup>ノ</sup>出延

吉雄使部

吉雄使部

沼形岬

本長延

右之通<sup>了</sup>

庚午五月

千八百六十九年第十月四日横濱日本<sup>ニ</sup>在<sup>ル</sup>合衆國公使館

東京

外務卿閣下

先達<sup>ル</sup>長崎湊外之島<sup>ニ</sup>燈明臺築造<sup>セ</sup>成<sup>リ</sup>其<sup>ノ</sup>燈<sup>ノ</sup>光<sup>ノ</sup>照<sup>ル</sup>也

其燈<sup>ノ</sup>光<sup>ノ</sup>照<sup>ル</sup>也

当港<sup>ニ</sup>上海<sup>ノ</sup>之間<sup>ニ</sup>通航<sup>ス</sup>米國大蒸氣船<sup>ヲ</sup>御船<sup>ニ</sup>往<sup>リ</sup>返<sup>ス</sup>

長崎<sup>ニ</sup>立寄<sup>ル</sup>也右飛御船<sup>及</sup>其積荷<sup>ノ</sup>莫大<sup>ニ</sup>價<sup>ノ</sup>高<sup>ク</sup>其積高

他<sup>ノ</sup>外國船<sup>ノ</sup>淺<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>向<sup>ノ</sup>余程<sup>ノ</sup>越<sup>ス</sup>且右飛御船<sup>ノ</sup>大概

夜中<sup>ニ</sup>出入<sup>ス</sup>港<sup>ノ</sup>其<sup>ノ</sup>燈明臺<sup>ノ</sup>今<sup>ノ</sup>其用<sup>ノ</sup>充<sup>テ</sup>米國

船<sup>ノ</sup>為<sup>シ</sup>最<sup>モ</sup>緊<sup>要</sup>要<sup>ス</sup>何<sup>レ</sup>右燈<sup>ノ</sup>照<sup>ル</sup>意<sup>ニ</sup>意<sup>ニ</sup>哉





日下ノ到ル即云

二十七日四日何生之間為常船之長崎に宛て高下建築の燈  
其燈之入るに合ふに合且其他の事越之趣美意の爲に其の  
之致其御り之者に於て其燈の爲に後之先般一旦其船中  
多為其造管方粗漏言用と務成依之摸模也其成當時專ら  
之管中より今も大凡二三ヶ月中を以て成點火少可成其  
中間少船を右燈を照し迄後燈の船を右設之儀中越之  
左の今更燈の船を設て其を多少之失費も其御り且種り  
二三ヶ月の間右御りとの取建りも其意之失費も其御り且種り  
諸船出入に多難の事一在る事也其二三ヶ月の間燈火

之を其出入港籍由未詳之等と在り先本燈の意は成之  
期に待つに以て度々其御り之官員中より其意之失費も  
其御り其意之失費も其御り其意之失費も其御り其意之失費も  
以上

己元十七日

澤從三位清原宣嘉在押

米國公使

アーサーフハンフアルケンボルケ  
閣下

航

港

取より出張り、瀬、外面、

一個の燈明まは船

直より

一此燈明船を、底まで十尋の水面より、底まで赤色を以て之を  
塗り前柱の上、赤色の玉を掲り

一日没より出きて赤色の燈籠を水より三十六フートの高さより

掲げ其光線十マス

我四里二丁半、十間余、達す、小達を

一本牧の鼻を燈明船より南三十三度西、当り「マニデリン」

中村地内、自係を、地中、唱り、所

南五十三度西、当り掘割の口を西、当り是を、實測、あり

己卯年十二月二十日、我己十月十九日、

日中政府、築き、方、アル、ヘ、コ、リ、ブ、ラ、ン、ト、ン

合衆國公使館

横濱千八百六十九年十二月六日

当國海岸、ある常燈明之儀、府閣下、予、委細報知、あることと  
船、の、閣下、知、る、通、り、亞米利加船、之、入、港、も、既、廣、大、な、猶、今、般、合、衆  
國、之、支、那、之、貿、易、益、盛、大、な、り、是、迄、一、月、一、度、完、亞、米、利、加、飛  
脚、船、往、返、を、し、知、不、日、之、國、之、百、日、毎、之、出、船、の、飛、脚、船、出、来、其、都

生返、不、去、港、之、也

一、財、を、可、成、出、ケ、ア、キ、キ、グ、岬、へ、常、燈、明

之、度、對、我、政府、控、る、も、量、刺、系、と、る



上莫

口願、報知を仰り共、

合衆國ミニストルシレテンド

イデロング

外務卿

澤後三位清原宣嘉

外務大輔

寺島後四位藤原宗則

閣下

金花堂

①  
今般泥没す  
横はるは又不後  
トア

②  
今般泥没す  
横はるは又不後  
トア

以子紙は報告中上船者先般英國に注文を成るは燈  
 臺蓋滅之中燈臺より點燈之機械二組鉄櫓二口工道具  
 一筐黒硝子板一筐丈己と調り此度エルレート中帆船積  
 込糸より慶右船去月十日不幸一と支那海におく沈没仕  
 事此を燈臺蓋出たる期も大に此事仕りくは共積り後  
 本國に於て勿論陸令入るるに貴國、及び人並に魚の海  
 多防有る言及りる自了才に右損害償ひ方と次も取掛  
 信機便に於て他地の新機械を注文  
 左方の上い通、後舟自今  
 此の事、私に在る勤仕事、

信機便

此の事、私に在る勤仕事、





江

箱 二ツ

一ツを注文不及  
釘崎ノ石ニナス

龍 二ツ

一ツ鉦崎  
一ツ神子元

櫂 二ツ

一ツ神子元  
一ツ汐ノ岬

細工道具一箱

黒硝子板一箱

仮燈明

神子元  
ラシノ岬  
長崎本物ハ所ノ本ル苦

佐多崎燈明船櫂板を尋存

神子元島假燈明臺番人規則

第一

入日小燈明とつり日の出又消了尤時節に依り日長  
短のきを燈明部毎に掛多る長日短日表を見て入日出日  
を知るに併に務るる雨振を天象暗き時を必以表  
を日當りたる燈着番の斟酌を以て少く遅く消し  
夜を少く早くとせしむるも勿し

第一

時斗といふ時刻の表自とるは  
日影より引以て少くも多し

燈籠番 助 二人の日中人を附おき燈籠番の  
あそ掃除しつゝせまきるす取給ふよしくしたるべし

第四

六、籠番燈火の燃る方ち四時時のふき決しと室外に  
つゝは但右四時中としつゝも必ず助の日中人とて  
燈籠番せしむるべし

第五

燈火の事つゝは悉皆燈籠番の役目としつゝ  
五井堂

つゝは籠番の責を請へて又燈籠を揚るよう  
消すに籠番のよしく燃ひよしく輝るを燈籠番の  
つゝは事ち悉皆を付決しと跡勿あつゝ  
夜中つゝは燈火の消るこつゝは燈籠番直し  
つゝは籠番万々痛くを

第六

一ヶ月の役料するに若し籠番の粗勿懶惰より  
つゝは燈火のつゝは  
つゝは籠番の役料するに若し籠番の粗勿懶惰より  
つゝは燈火のつゝは

第七

大返射鏡を磁くくち

羽簾を以て掃除

油を

革の

指ひおくる

第八

反射鏡を磁くくち中程を多を磁くくち磁き初め進む  
端よ及び磁くくち但磁粉を折くこが用ひ磁くくち  
かのおくち切用くくち

第九

硝子を磁くくち先づ初めがくくち湿したる晒布に用ひ其  
後セーモワ革を以て拭く磁くくち但磁て拭布中の塵或ち

油の汚もくち磁くくちおくる

第十

ランプをよく掃除毎日真鍮のおも磁き燈心の生か  
のおくち切捨其切口をよく揃ひ再度とぼす時の用意

第十一

硝子の中り

ランプを四時毎に取込心を切り油をつぐ

但此

ひとくち取込真鍮置紙のランプ

要式

名

紙

第十二

ランプの心よきもの

並居

棒よら巻く巻き口

燈の燃き

古く物より換るより一保引硝子

害なき板と糸を付一但燈焰の高く燃るる心乃

不潔と油の不足り又燈の神居の空気の通のりき

うらよるけきを燈の書あゆ此を吹滅する

第十四

三月一初三十ミニエートの間を破る心より上しと後に  
至極多換時よりいかに心よきもの

五光堂

第十五

燈鏡の硝子と毎日極よく燃き並居一若又板より  
硝子曇るるゆゑを之を換る

第十六

糸を付し糸を開お致し空気をとりし硝子の曇るを  
防ぎ燈のよく燃る換るなり

心鏡

硝子

此は反射硝子系ランプ板鏡

人

硝子の硝をランプの硝子階

燈

硝子とて掃除をなす

白子と磁くろを最由せー  
一磁と日後に利刷毛を以  
て就前々燈籠と幕の掛り

所々遊と

貯物之事

燈籠昔平生多量に貯油其外燈籠の物も諸品とて之月  
多々貯置也又月々貯物の数を志すも又月々乃  
日記を便し毎々摺置て送る也

金花堂

本牧燈明船

戒礁丸多組人負

おのり五年四月  
一洋銀百弍

船長  
パルナム

一月三十弍

三三人

一月二十八弍

月式人

メ洋銀百八拾六弍

一金百八拾銀 仕主人三井隆

日人  
水主六人

右之通り



記

正徳六年四月中迄

一金三百五十四匁二分七厘七毫七絲

東京之傳信機込入用  
横濱迄

午二月廿四日迄

一金三百三拾五二分五厘七毫八絲

運上所之傳信機込入用  
大倉迄

己丑年四月中迄

一金三百三拾七二分五厘七毫八絲  
洋銀多百三拾七匁拾五絲

大坂之傳信機込入用  
兵庫迄

右之通

金花堂

以多帝致管上之旨日迄會之節以弱東致一  
置在燈明表之真彼書以之然有之段以中進  
之上

英之正二年宮十月三日

某日日向古花押

レ一ホルト板

為以燈明表之儀身熱以政上之旨以使之と物中  
之貴國上之旨以之教以個と之と坊を佛国上之旨  
以之と之と看和之波色致性之と之と之と之と

此中ノ及ニモ多ク金貨ノ便ニモ至ラズ及ニモ其ノ  
及ニモ其ノ及ニモ其ノ及ニモ其ノ及ニモ其ノ及ニモ其ノ

金花堂

製造方英國人姓名及月給年限ホ

取調書

五〇五七三年三月分

製造方頭取

一 四百五拾弗

アルヘンリフランドン

五〇五七三年七月分年限不定

書記

一 三百弗

ヂョルジウオクナツプ

五〇五七三年一月分

傳信棒製造方

一 二百弗

セイエムキルバルト



明産  
同年第十二月

一 二百五拾弗

製造方助  
セシユエルバリ

燈明臺番人

明治三十四年第四月  
明治三十四年第十月迄

一 百弗

チヨーゼフアイツク

一 百弗

チオーゲチャルレソシ

一 百弗

チエームスマケントシ

明治三十九年第六月

一 五拾弗

イーゴルト

明治  
同年第十二月

一 五拾弗

テラリン

明治  
同年第

一 同

チヨルヂハオルト

明治  
同年第三月

一 同

ハリス

明治  
同年第五月

一 同

ハルトル

総計

月給三人  
月給三十二百拾弗

テール乗組士官兼水夫人教書

九十二

金花堂

歐羅巴人

一 船長 ブラウン

横濱滞留之節一ヶ月三百五十弗右港出帆之節  
給料三百弗之外一ロ五弗ヲ為食料取渡可申

一 一等士官ハスウエル

百五十弗

自分賄

内 百弗 食料 雑料

一 二等士官コース

百弗

内 百弗 食料 雑料

一 一等器械方メクネブ

二百五十弗

内 百五十弗 食料 雑料

一 二等器械方ヘンリー

百八十弗

内 百八十弗 食料 雑料

一 三等器械方

百五十弗

内 百五十弗 食料 雑料

一 ボーニマン

七十五弗

内 七十五弗 食料 雑料

一 一等賄方グレー

百弗

内 百弗 食料 雑料

一二等賄方 プツチル 八十五弗 日 五拾五布 陸科 食料

マニラ人 食料 八十五弗 日 五拾五布 陸科 食料

一 クオートルマストル四人 日 五拾五布 陸科 食料

支那人 食料 八十五弗 日 五拾五布 陸科 食料

一大工 三十五弗 日 五拾五布 陸科 食料

一料理人 四十一弗 日 五拾五布 陸科 食料

一下料理人 二十九弗 日 五拾五布 陸科 食料

一食器掃除人 二十五弗 日 五拾五布 陸科 食料

一部屋小使 三十三弗 日 五拾五布 陸科 食料

一釜師 五十弗 日 五拾五布 陸科 食料

一火焚頭取 二十八弗 日 五拾五布 陸科 食料

一火焚六人 二十三弗 日 五拾五布 陸科 食料

ノ洋銀千九百七十九弗

日本人

一ボーイ 四拾四鎊 日 五拾五布 陸科 食料

一水先 四拾二鎊 日 五拾五布 陸科 食料

一コックスウエイン 三拾六鎊 日 五拾五布 陸科 食料

一水夫拾七人 五百七拾八鎊 日 五拾五布 陸科 食料

一同五人 百三拾五鎊 日 五拾五布 陸科 食料

一小使四人 百三拾八鎊 日 五拾五布 陸科 食料

一 火災拾人

三百五拾鎊

但不及三拾五鎊

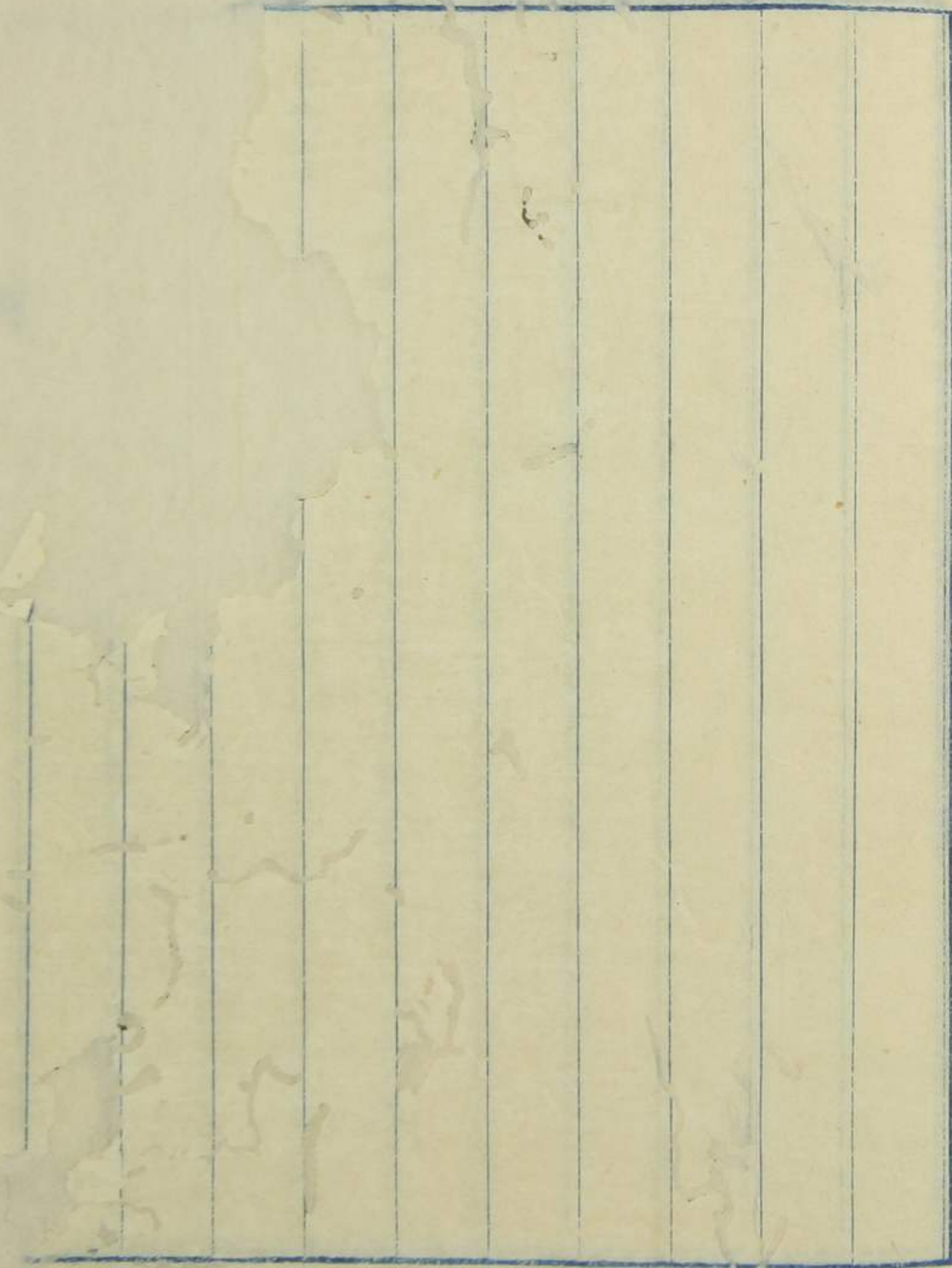
一 石炭運拾人

貳百八拾鎊

但不及貳拾八鎊

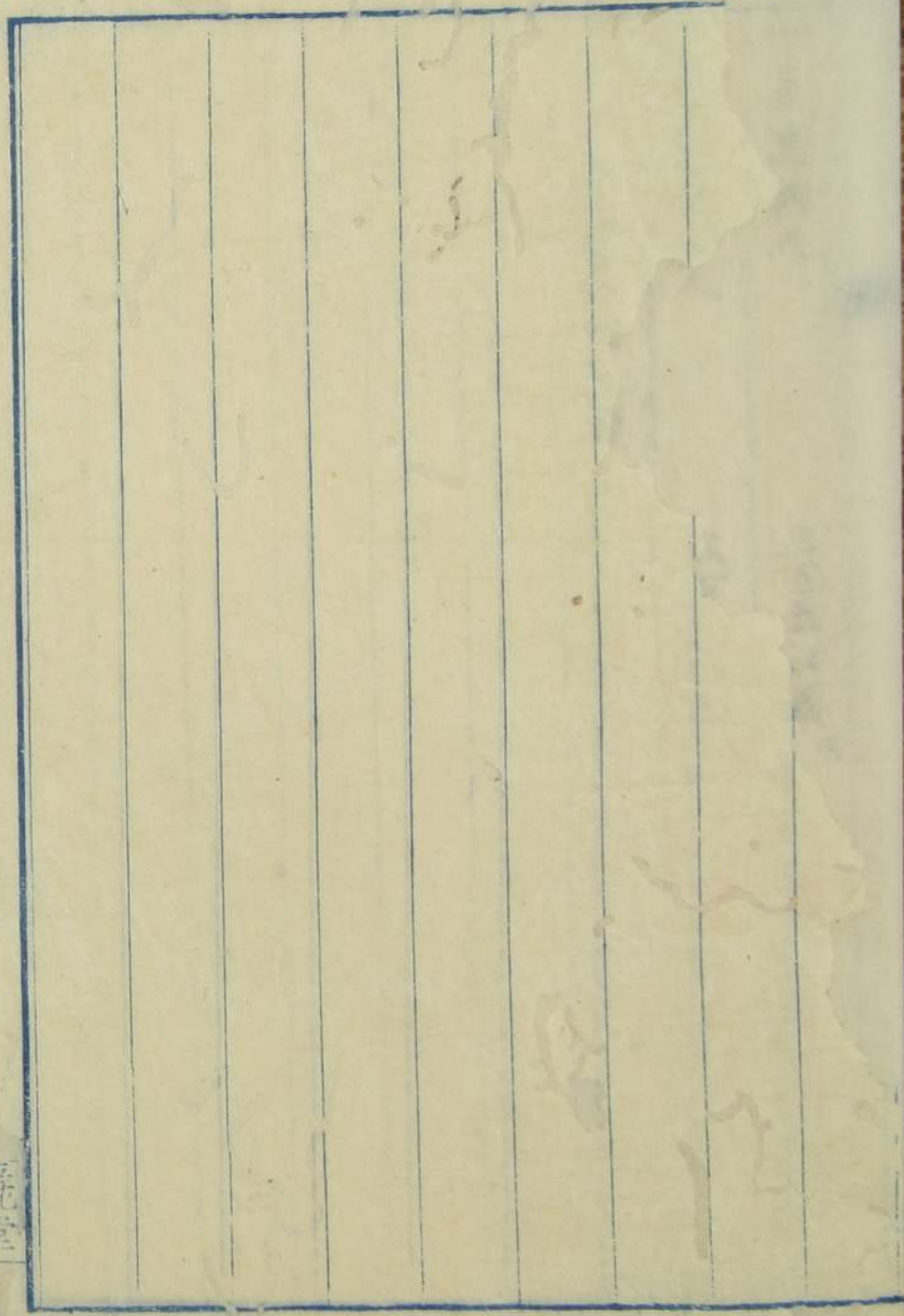
又千五百九拾三鎊

拾九人

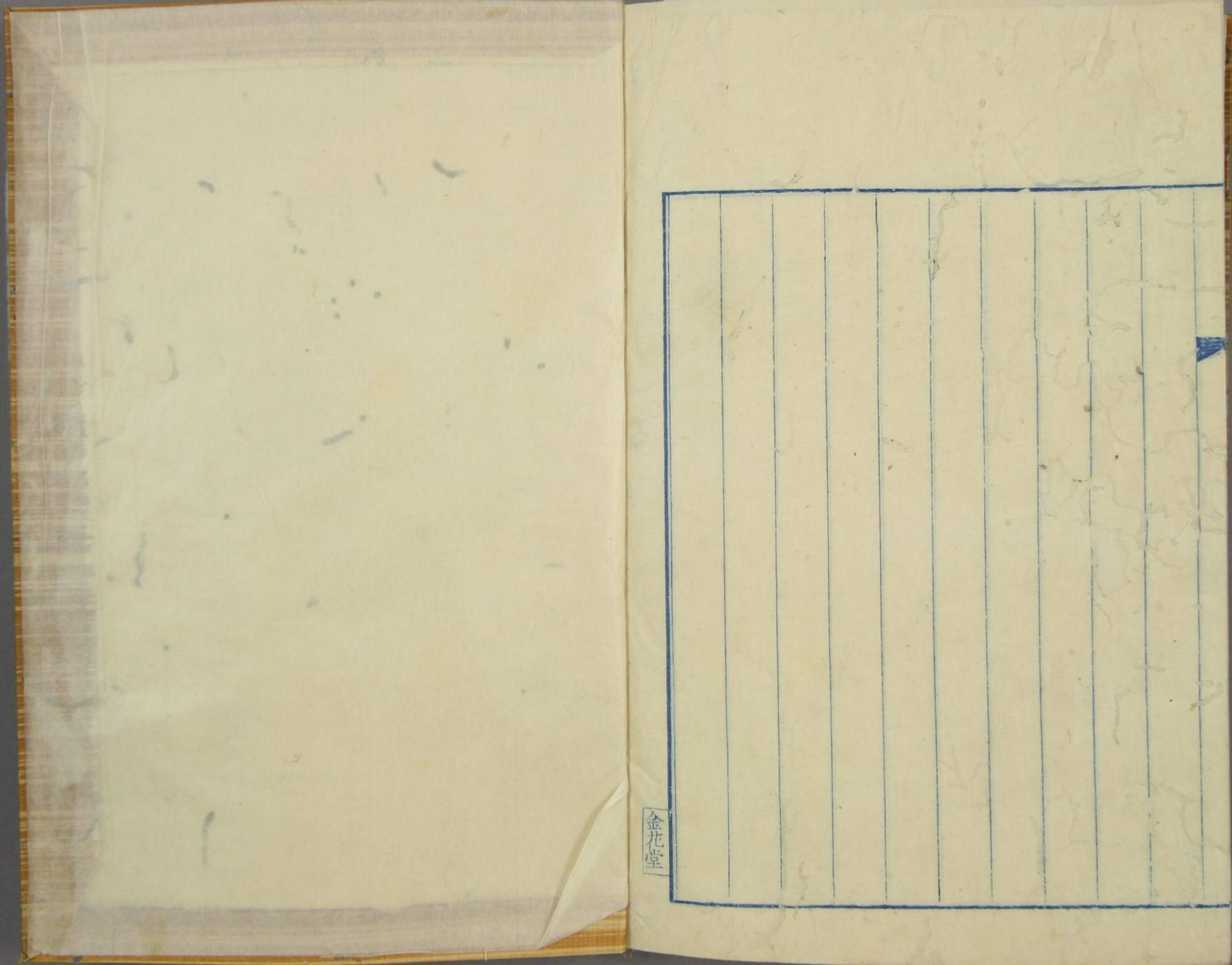


九十五

平光堂







金花堂

